

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

2』 建築基準法に次の内容を追加および差し替える

21 頁 法 52 条 5 の内容を次に差し替える

*** 法 52 条 1 項～14 項(容積率制限) 5 (共同住宅の共用の廊下等の部分の不算入)**

容積率の計算において、昇降機（エレベーター）の昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、延べ面積に算入しなくてもよいことになっています（法 52 条 6 項 1 号～3 号）。

ただし、この規定は容積率の最高限度に関する緩和規定ですから、容積率の最低限度が定められているような地域および高層住居誘導地域では適用されません。

25 頁 法 55 条 1 項～3 項(第 1 種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)

解説部分(法 55 条 2 項)の次に次をそう入する

また、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、高さ制限による限度を超えるものとすることができます（法 55 条 3 項）

32 頁 法 58 条(高度地区内における建築物の高さの制限)

解説部分(法 58 条)の一部を差し替え、次をそう入する

(法 58 条) ⇒ (58 条 1 項)に差し替え、その次に次をそう入する

～ (58 条 1 項)。

都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、許可の範囲内において、最高限度を超えるものとすることができます（58 条 2 項）。